

仕 様 書

1 業務名

令和6年度大和郡山市介護認定調査員支援システム導入及び保守委託業務

2 業務の目的

本市の65歳以上の高齢化率・介護認定率はいずれも全国平均を上回っている。

高齢化が進み、介護保険申請が増加している現状で、介護認定の申請を受け付けてから、要介護認定を決定するまでに、制度上、申請日から30日以内に認定決定を出すことが決められているが、遵守できていない状況である。

日数を要している要因の一つとして認定調査に時間を要しているため、大和郡山市介護認定調査員支援システムを導入することにより、事務の効率化を図り、早期の調査完了を目指すものである。

3 本市の基本情報（令和6年2月末時点）

（1）住民基本台帳人口：83,130人

（2）要支援・要介護認定者数：6,263人

（3）高齢化率：33.48%

（4）要支援・要介護認定調査件数：164人（令和6年2月中の調査人数）

（5）認定調査員数：5人

4 本業務の概要

認定調査員が、訪問調査時及び待機時間等にタブレット端末により、調査項目等を入力するためのシステムである。調査対象者にかかる情報入力、あるいは本市既存システムであるMCWEL（富士通 japan）からの情報取込み後、認定調査員は、タブレット端末を用いて、調査と同時または調査後に調査項目及び特記事項の入力、メモを行う。認定調査員が帰庁後、タブレット端末に保存されたデータを認定審査業務システムであるRIOS-SIGNA介護（両備システムズ）にデータ転送またはOCRにて取り込めるよう帳票印刷するものとする。

5 本業務の運用形態

本システムの提供は、クラウド、スタンドアロン等いずれの運用形態でも提案可能であるが、現在運用しているRIOS-SIGNA介護（両備システムズ）とデータ連携またはOCR等での連携ができる機能を有しているものを想定している。

6 調達範囲

本業務の調達の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ソフトウェア
本業務に必要なソフトウェアの提供
- (2) ハードウェア（関連備品含む。）
- (3) セキュリティ
- (4) 構築・運用・保守にかかる役務

7 納品物（成果品）

本市が現在想定する成果物は次のとおりであり、市が指定する期日までに納品するものとする。また、これ以外に成果物がある場合は提案し、別途協議の上納品すること。

- (1) ソフトウェア（システム運用に必要なライセンス証書等を含む）一式
- (2) ハードウェア（システム運用に必要なライセンス証書等を含む）一式
- (3) 各種資料（紙媒体1部、電子媒体1部）
本システム、機器、データ連携機能、その他業務で調達した物件に関する本市における設計・定義・設定資料(業務実施計画書、議事録、要件定義書、設計書、テスト計画書、テスト結果報告書、データセットアップ完了報告書、研修テキスト等)
- (4) 操作説明書（紙媒体1部、電子媒体1部）
本システム、データ連携機能、その他業務で調達した物件に関する本市における説明書等
- (5) 作業完了報告書
- (6) その他必要書類 別途協議
※書類の種類及び納入時期は、本システムの稼働時期を考慮し、別途協議する。

8 履行期間

- (1) 構築・導入：契約締結日の翌日から令和6年9月30日
- (2) 運用・保守：令和6年10月1日から令和9年3月31日

9 業務実施要件

本業務で実施する役務は次のとおりとする。具体的な作業内容については、本市と協議した上で決定するものとする。ただし、本仕様書に記載がない事項であっても受託者が本業務の調達にあたり、「企画提案書」において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て

受託者の負担で実施するものとする。

なお、上記の範囲を超えた仕様書の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、本市及び受託者双方が協議の上、決定するものとする。

(1) 業務実施内容

本業務で実施する作業範囲の概要は、次のとおりとする。具体的な作業範囲は本市と協議した上で行うこととする。

ア 業務実施計画書の作成

本業務に着手するにあたり、プロジェクト管理を行うための体制、作業内容、作業間の役割分担、会議体、進捗管理、課題管理等について記載した業務実施計画書を契約締結後2週間以内に作成・提出し、本市の承諾を得ること。

イ 要件定義・設計

○本仕様書・提案書等を基にシステムの機能要件、カスタマイズ、稼働環境、業務運用及びサービス内容を決定するため、要件定義を実施すること。なお、要件定義終了後、速やかに要件定義書として作成し、本市の承諾を得ること。

○要件定義の結果に基づき、画面や帳票などの仕様及び関連システム等との連携の仕様を設計書として作成し、本市の承諾を得ること。

ウ システム設定

要件定義及び設計により確定した仕様に基づき、システム設定を行うこと。

エ 導入、調整及びテスト

○本システムに必要なソフトウェア等の導入、調整、システム等のネットワーク設定、環境設定、初期設定、パラメタ設定等システム稼働に必要な設定を行い、各種テストを行うこと。

○受託者は、テスト工程の作業の着手にあたり、具体的な作業実施方針及び作業計画等を記載したテスト計画書を作成し、本市の承諾を得ること。

○受託者は、テスト計画書に基づいてテストを実施するとともに、その結果と品質に責任を負うこと。

オ データ連携

現在本市で運用している認定審査業務システムである RIOS-SIGNA 介護（両備システムズ）と調査対象者情報等を連携する仕組みを構築すること。

なお、受託者は本市及び関連する他システムに係る事業者との作業調整を行いデータ連携テストを実施すること。

カ 運用支援

本システムの運用に関する事務処理等が円滑に進められるように、検証（機能検証・データ検証等）を実施するための支援を行うこと。

キ 職員研修

受託者は、本市と職員研修の内容及び実施回数等を協議した上で、適切な回数

及び内容の操作研修を実施すること。

ク プロジェクト管理

構築作業が適切に行われるように、定期的な会議の開催、議事録の作成、進捗状況、作業遅延対応、品質、課題及び資料作成等の管理を行うこと。また、本市及び受託者で情報共有が図られる手段を講じること。

ケ 運用・保守

提案するシステムは、運用・保守期間として以下の要件を満たすものとする。

○運用サポート

職員からの問い合わせ・質問等については、サポートデスク等の職員サポート体制を整備し、誠意をもって対応すること。なお、問い合わせ等の対応については、本市の開庁時間内を原則とする。ただし、休日開庁日を除く。

○保守管理

本業務においては、円滑なシステムの稼働を確保するため、必要な機能修正や変更等の保守管理作業を行うこと。また法改正による対応、本市が導入している認定審査業務システムである RIOS-SIGNA 介護（両備システムズ）との連携を確保するために必要な作業を行うこと。

○障害対応

障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障害の原因について職員に説明し、対策を協議すること。円滑なシステムの稼働を確保するために、必要な機能修正や変更等を行うこと。

○故障等に伴うデータセットアップ

導入後において、タブレット故障による交換が必要となった場合は、当該端末のデータセットアップを無償で行うこととし、タブレット端末の追加及び故意による交換が必要となった場合は、当該セットアップに係る当該費用については本市と協議の上で決定する。

○再委託について

受託者は、本システムの運用・保守等の業務に関し、主要な部分を除く一部の処理について、あらかじめ書面による本市の承諾を得た場合は、第三者に委託し、または請け負わせることができる。ただし、再委託先と再委託業務に係る守秘義務契約並びに個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する機密保持契約等を締結し、本業務に関わる全ての情報の取扱いを十分に配慮した措置を取る。また、再委託範囲については、受託者が責任を果たせる範囲内とし、当該再委託により問題が生じた場合は、全て受託者の責任において対応すること。

コ 前記ア～ケの附帯作業

(2) 業務実施体制

受託者は、本業務の構築及び運用・保守において、安定した高い品質を確保するための業務体制を整備し、管理監督等の統括を行うこと。

(3) 業務実施場所

本業務の作業場所は、本市に報告した上で承認を受けるものとし、本作業にあたり、機密の確保には十分留意すること。また、必要に応じ本市の承認を得て、本業務所管課の執務室等で作業することを認める。

10 システム要件

提案するシステムは、以下の要件を満たすものとする。

(1) システム構成

調達するシステムは、本業務に際し新たに構築する独自システムではなく、稼働実績のあるパッケージシステムとする。

(2) 機能要件

別紙2「機能要件一覧」の必須欄を満たしていること。なお、調達するシステムは、「要介護認定における「認定調査票の記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について(平成21年9月30日老老発0930第2号)」に定める認定調査票の記載に必要なすべての項目について入力できる機能を有すること。今後、法令の改正や国からの通知等により、追加及び改修が必要な機能に変更が生じた場合は、本市と協議の上、適切に対応すること。

(3) システム連携

本市が現在運用している既存のシステムとの連携は、「4. 本業務の概要」及び「5. 本業務の運用形態」のとおりを想定している。これは、本市の想定であり、提案するシステムに合わせたシステム連携を提案すること。

(4) ハードウェア要件

ハードウェアの機器及び構成については、本業務を円滑に行うために必要な要件を満たすものとし、詳細は事業者に委ねることとする。また、5年間の使用を前提とし、通常の使用条件下において必要とされる付属品(保護フィルム、ショルダーケース、タッチペン等)がある場合は、用意すること。タブレット端末及びタブレット端末周辺機器の台数は、認定調査員が使用する台数を10台とし、その他の機器については、業務を円滑に進めることができる必要な台数を用意すること。なお、機器及びこれらに係るソフトウェア

等は、各種設定を実施した上で、納品・設置を行うこと。

(5) ネットワーク要件

ネットワークについては、本システムの構成接続に必要な機器及びケーブルネット等を調達すること。詳細は受託者に委ねることとするが、庁内ネットワークに支障が生じないものとする。

(6) セキュリティ要件

本業務でのセキュリティ要件は、以下のとおりとする。

- ア システム起動に際し、ID・パスワードなどによる不正利用防止機能があること。
- イ 個人情報については、データベース暗号化を実施すること。
- ウ その他通常業務で想定されるセキュリティ要件を満たしていること。

1 1 秘密の保持

本業務を実施するにあたって個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等関係法令、大和郡山市情報セキュリティポリシー及び大和郡山市特定個人情報等取扱要領を遵守し、受託者は、本業務に関して知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務の遂行に用いた諸集計表及び成果品等を本市の許可なく他に公表または貸与してはならない。

1 2 成果品の帰属

提供資料、成果品、その他関係書類等は、すべて本市に帰属するものであり、受託者は、本市の許可なくこれを使用してはならない。

1 3 その他

受託者は、業務遂行にあたり本市と密接な連携をとりながら業務を遂行するものとする。また本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、作業を実施すること。